

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

物流・自動車局旅客課長
(公印省略)

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る
認可に付された期限について

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用については、「準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用について」(令和 7 年 1 月 28 日付国自旅第 272 号) 及び「準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る認可に付された期限の延長について」(令和 8 年 2 月 25 日付国自旅第 180 号) に基づき取り扱ってきたところであり、当該暫定活用に係る増車認可に付された期限については、令和 8 年 10 月 31 日までとされている。

今般、令和 7 年度の輸送実績等を踏まえ、必要な供給輸送力が確保されていることが確認されたことから、当該暫定活用制度については、令和 8 年 10 月 31 日をもって終了することとする。

ただし、既に当該暫定活用により増車された車両については、制度終了後においても車両の整理に加え、当該車両に従事する運転者の配置転換その他必要な対応に一定の期間を要することから、円滑な移行を図るための経過措置として、下記のとおり取り扱うこととしたので、その旨了知するとともに遺漏なきよう取り計らわれない。

記

1 認可期限の延長

当該暫定活用に係る増車認可に付された期限については、令和 10 年 3 月 31 日まで延長することができるものとする。

期限の延長を希望する事業者は、令和 8 年 10 月 23 日までに、別紙 1 により、各運輸支局等に対して期限延長の申請を行うものとする。また、申請を受けた各運輸支局等は、別紙 2 により、当該事業者に対して通知するものとする。

2 増車車両の取り扱い

各事業者は、当該暫定活用により増車した車両について、認可期限(認可期限を延長しない場合にあっては令和 8 年 10 月 31 日。認可期限を延長する場合にあっては令和 10 年

3月31日。)までに、順次、道路運送法（昭和26年法律第183号）第15条に基づく減車に係る事業計画変更事前届出書を各運輸支局等に提出した上で、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2章に基づく登録又は同法第14条に基づく自動車登録番号の自家用への変更を行うものとする。

令和 年 月 日

〇〇運輸支局長 殿

氏名又は名称：

住 所：

代 表 者：

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る
認可に付された条件の変更申請書

令和 年 月 日付け〇〇第 号の準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更の認可について、当該認可に付された期限が満了するので、令和 年 月 日まで期限の延長を申請します。

準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に係る
認可に付した条件の変更通知書

〇〇 〇〇 殿

令和 年 月 日付け〇〇第 号の準特定地域におけるタクシー未稼働枠の暫定活用に
係る一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画変更の認可に付した期限は、令和 年 月
日までに変更する。

令和 年 月 日

〇〇運輸支局長 〇〇 〇〇